I 報告

環境局東クリーンセンター職員の転落・死亡事故に伴う損害賠償請求事件について

1 事件概要

- ・当事者 原 告 死亡した職員の相続人3名 被 告 神戸市
- ・環境局東クリーンセンターにおいて、ごみ収集車等がごみピット内にごみを投入する ための投入ステージ周辺で、こぼれ落ちた小さなごみを拾い集める清掃作業(以下、 「ピット前清掃作業」という。)に従事していた職員(以下、「当該職員」という。) が、何らかの原因で不燃ごみピット内に転落し、後日、死亡。なお、平成31年3月 に公務災害が認定され、令和元年5月に各種給付金等が支給されている。
- ・原告は、転落事故が
 - ①ピット前清掃作業等は、投入口からピット底まで17.8mの落差があることをもって高所作業(労働安全衛生規則519条に規定する、高さが2メートル以上の「墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所」)に該当し、本市が転落防止策を講じる必要があるにも関わらず、墜落防止のための安全器具(安全帯)を設置していなかったこと
 - ②投入扉を開けての作業を禁止するなどの安全教育を本市が怠ったことにより生じたものであり、安全配慮義務違反、国家賠償法1条1項、及び同法2条1項に基づき、9,558万9,607円の損害賠償を請求。

2 訴訟における主な争点

- ・当該職員が従事した作業において、投入扉を開けることで、作業員が転落する高所作業としての危険性が生じると想定できたか。想定できた場合、本市が施設の設置・運営者としての義務である具体的な転落防止措置や必要な安全教育を行うなどの適切な対応がとられていたか。
- ・当該職員が投入扉を手動で全開にすることが、通常想定されないような危険な行動といえるか。また、事故が当該職員の不注意(過失)により生じたものであるか。

3 訴訟の経緯

・平成30年8月27日 事故発生、同年9月4日当該職員が死亡

・ 令和2年4月1日 原告が本市を被告として神戸地方裁判所に訴えの提起

・令和4年7月 結審見込み・令和4年秋頃 判決見込み